

<複数選択式特訓>①「子ども家庭福祉」

©2025sakurakosensei 転載・転売・流用禁止

<問題編>

問1

次のうち、法律における年齢区分に関する記述として、適切なものを2つ選びなさい。

- 1 「母子及び父子並びに寡婦福祉法」で定められる「児童」とは、20歳未満の者をいう。
- 2 「子ども・子育て支援法」で定められる「子ども」とは、18歳未満の者をいう。
- 3 「こども基本法」で定められる「こども」とは、18歳未満の者をいう。
- 4 「児童手当法」で定められる「児童」とは、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- 5 「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」で定められる「児童」とは、18歳未満の者をいう。

問2

次のうち、「児童福祉法」に規定される子育て支援事業として、適切なものを2つ選びなさい。

- 1 児童育成支援拠点事業
- 2 利用者支援事業
- 3 親子関係形成支援事業
- 4 産後ケア事業
- 5 妊産婦等生活援助事業

問3

次のうち、わが国の障害児支援に関する記述として、適切なものを2つ選びなさい。

- 1 保育所等訪問支援とは、保育所その他の児童が集団生活を営む施設として内閣府令で定めるものに通う障害児又は乳児院その他の児童が集団生活を営む施設として内閣府令で定めるものに入所する障害児につき、当該施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を供与することをいう。
- 2 放課後等デイサービスとは、学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く。）又は専修学校等に就学している障害児につき、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センターその他の内閣府令で定める施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な支援、社会との交流の促進その他の便宜を供与することをいう。
- 3 障害児通所支援とは、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援をいい、障害児通所支援事業とは、障害児通所支援を行う事業をいう。
- 4 居宅訪問型児童発達支援とは、重度の障害の状態その他これに準ずるものとして内閣府令で定める状態にある障害児であつて、児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難なものにつき、当該障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに生活能力の向上のために必要な支援その他の内閣府令で定める便宜を供与することをいう。
- 5 児童発達支援とは、障害児につき、児童発達支援センターその他の内閣府令で定める施設に通わせ、日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援その他の内閣府令で定める便宜を供与し、又はこれに併せて児童発達支援センターにおいて治療（重症心身障害児に限る）を行うことをいう。

<解答編>

問1 正答 1、5

1 ○ 「母子及び父子並びに寡婦福祉法」第6条第3項では、「この法律において「児童」とは、20歳に満たない者をいう。」と規定されている。

2 × 「子ども・子育て支援法」第6条第1項では、「この法律において「子ども」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいい、「小学校就学前子ども」とは、子どものうち小学校就学の始期に達するまでの者をいう。」と規定されている。

3 × 「こども基本法」第2条第1項では、「この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。」と規定されている。

4 × 「児童手当法」第3条第1項では、「この法律において「児童」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者であつて、日本国内に住所を有するもの又は留学その他の内閣府令で定める理由により日本国内に住所を有しないものをいう。」と規定されている。

5 ○ 「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」第2条第1項では、「この法律において「児童」とは、18歳に満たない者をいう。」と規定されている。

問2 正答 1、3

子育て支援事業は、「児童福祉法」第21条の9において、市町村が児童の健全な育成に資するために実施する次の事業である。

- | | |
|--------------|--|
| ①放課後児童健全育成事業 | ⑪親子関係形成支援事業 |
| ②子育て短期支援事業 | ⑫児童およびその保護者またはその他の者の居宅において保護者の児童の養育を支援する事業 |
| ③乳児家庭全戸訪問事業 | ⑬保育所その他の施設において保護者の児童の養育を支援する事業 |
| ④養育支援訪問事業 | ⑭地域の児童の養育に関する各般の問題につき、保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供および助言を行う事業 |
| ⑤地域子育て支援拠点事業 | |
| ⑥一時預かり事業 | |
| ⑦病児保育事業 | |
| ⑧子育て援助活動支援事業 | |
| ⑨子育て世帯訪問支援事業 | |
| ⑩児童育成支援拠点事業 | |

問3 正答 1、4

1 ○ 「児童福祉法」第6条の2の2（以下「法」）第5項。

2 × 「法」第3項では、「この法律で、放課後等デイサービスとは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）又は専修学校等（同法第124条に規定する専

修学校及び同法第 134 条第 1 項に規定する各種学校をいう。以下この項において同じ。) に就学している障害児(専修学校等に就学している障害児にあつては、その福祉の増進を図るため、授業の終了後又は休業日における支援の必要があると市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)が認める者に限る。)につき、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センターその他の内閣府令で定める施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な支援、社会との交流の促進その他の便宜を供与することをいう。」と規定されている。

3 × 「法」第 1 項では、「この法律で、障害児通所支援とは、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援をいい、障害児通所支援事業とは、障害児通所支援を行う事業をいう。」と規定されている。

4 ○ 「法」第 4 項。

5 × 「法」第 2 項では、「この法律で、児童発達支援とは、障害児につき、児童発達支援センターその他の内閣府令で定める施設に通わせ、日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援その他の内閣府令で定める便宜を供与し、又はこれに併せて児童発達支援センターにおいて治療(上肢、下肢又は体幹の機能の障害(以下「肢体不自由」という。)のある児童)に対して行われるものに限る。第 21 条の 5 の 2 第一号及び第 21 条の 5 の 29 第 1 項において同じ。)を行うことをいう。」と規定されている。